

合併公告

2024年5月29日

株主及び債権者 各位

大阪市北区大深町3番1号
株式会社タカミヤ
代表取締役会長兼社長 高宮 一雅

当社は、2024年7月1日を効力発生日として、当社（本店所在地：大阪市北区大深町3番1号）を吸収合併存続会社とし、株式会社タカミヤの愛菜（本店所在地：東京都中央区日本橋三丁目10番5号）を吸収合併消滅会社とする合併を行うことにいたしました。これにより効力発生日をもって当社が株式会社タカミヤの愛菜の権利義務一切を承継し、株式会社タカミヤの愛菜は解散することになりましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、当社は会社法第796条第2項、タカミヤの愛菜は同第784条第1項の規定に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を行うことを決定しております。また、当社はタカミヤの愛菜の全株式を所有しておりますので、この合併による当社の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

記

- 会社法第796条第3項の規定に基づき、この吸収合併に対し反対の株主は、本公告掲載の翌日から2週間以内に、書面によりその旨をお申し出下さい。
- この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。
- 各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(当社)

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

(株式会社タカミヤの愛菜)

<https://corp.takamiya.co/ir/notice/>

以上